



桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税／個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税／個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワン
ポイント

eLTAX 地方公共団体で組織・運営する(一社)地方税電子化協議会が地方税の申告、申請、納税等の手続きをインターネットで電子的に行う地方税ポータルシステム。ポータルセンタで一括で受け付けた申告データ等を各地方公共団体へ送信するため、経理担当者の事務手続きが簡素化できます。なお、今月25・26日には休日も運用されます。

地積規模の 大きな宅地の評価のポイント

平成三十年一月一日以後の相続、遺贈又は贈与から、宅地の評価方法として「地積規模の大きな宅地の評価」が適用され、従来の「広大地の評価」は廃止となっています。

土地所有者の中には、相続税等に大きな影響を受けるケースもありますので、ここで整理してみます。

1 制度の目的

広大地とは、その地域における標準的な宅地に比べて著しく地積が広大な宅地のことで、その評価は戸建て分譲を行う場合に道路・公園等の負担が必要であることなどを考慮して、面積が広くなるほど評価額が減額されています。

しかし、これまでの広大地の評価方法では、土地の形状により、それを加味して決まる取引価格と相続税評価額が大きく乖離している事例が多く発生したため、二十九年度税制改正大綱

で広大地評価について、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法への見直しや適用要件の明確化が盛り込まれ、二十九年十月に国税庁が財産評価基本通達を見直しました。

2 地積規模の大きな宅地の評価の概要

(1) 地積規模の大きな宅地とは

三大都市圏においては五〇〇㎡以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては一〇〇〇㎡以上の地積の宅地をいいます。

しかし、以下の宅地については、適用対象から除かれます。

① 市街化調整区域（都市計画

法第三十四条第十号又は第一号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第四条第十二項に規定する開発行為を行うことができる区域を除く）に所在する宅地

② 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地

③ 指定容積率が四〇〇％（東京都の特別区においては三〇〇％）以上の地域に所在する宅地

④ 評価通達二二―二に定める大規模工場用地

(2) 対象となる宅地

地積規模の大きな宅地の評価の対象となる宅地は、路線価地域に所在するものについては、地積規模の大きな宅地のうち、普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区に所在するものとなります。

倍率地域に所在するものについては、地積規模の大きな宅地に該当する宅地であれば対象となります。

なお、市街地農地等については、地積規模の大きな宅地の評価の適用要件を満たす場合には、宅地への転用をするには多額の造成費を要するため、経済合理性の観点から転用が見込めない場合等を除き、適用対象となります（市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野も同様）。ただし、路線価地域にあつては、宅地の場合と同様に、普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区



に所在するものに限られます。

3 評価方法

(1) 路線価地域に所在する場合

路線価に奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額によつて評価します。

評価額＝路線価×奥行価格補正率×不整形地補正率などの各種画地補正率×規模格差補正率×地積（㎡）

(2) 倍率地域に所在する場合

次の①の価額と②の価額のいずれか低い価額で評価します。

る地域に応じて、
掲げる図表１のと

規模格差補正率は、上の算式によって計算します。

(注) 上記算式により計算した規模格差補正率は、小数点以下第二位未満を切り捨てる。

算式中の「(B)及び「(C)」は、地積規模の大きな宅地の所在す

① その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した価額

② その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の1㎡当たりの価額に、普通住宅地区の奥行価格補正率、不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額

(3) 規模格差補正率

三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 記号 地積 (㎡)	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	㊦	㊧
1,000 以上 3,000 未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500

(国税庁資料)

```

graph TD
    A[評価対象地] --> B[路線価地域に所在]
    A --> C[倍率地域に所在]
    B --> D[普通商業・併用住宅地区又は普通住宅地区に所在するか]
    D -- Yes --> E[三大都市圏においては 500 m2以上、それ以外の地域においては 1,000 m2以上の地積を有しているか]
    D -- No --> F[評価通達 20-2 の「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象]
    C --> G[大規模工場用地に該当するか]
    G -- Yes --> F
    G -- No --> E
    E -- No --> F
    E -- Yes --> H[市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 10 号又は第 11 号の規定に基づき宅地分譲に係る開発行為を行うことができる区域を除く。）に所在するか]
    H -- Yes --> F
    H -- No --> I[都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在するか]
    I -- Yes --> F
    I -- No --> J[指定容積率が 400%（東京都の特別区においては 300%）以上の地域に所在するか]
    J -- Yes --> F
    J -- No --> K[評価通達 20-2 の「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象]

```


暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

日本年金機構が約500万人分の受給者データの輸入を委託した東京都内の情報処理会社が、契約で別業者への再委託を禁止されていたにもかかわらず、中国の業者に個人情報の入力業務を再委託していたことが判明し、その結果、自治体とのマイナンバー連携が遅れました。企業のコンプライアンスの欠如と日本年金機構の入札業者に対するチェック不足が明らかになりました。

政官民を挙げての施策により訪日外国人旅行者数は右肩上がりを続けていますが、平成30年度税制改正では、さらなる訪日外国人旅行者数増加や観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源確保として「国際観光旅客税」が創設されました。来年1月7日からの出国1回について1,000円が徴収されます。

政府によると、今年に入り我が国経済は堅調に推移し、設備投資は生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きとなり、雇用も有効求人倍率が高水準で推移して、個人消費も高額商品が好調となっているようです。中小企業者全般がこれらを感じられるようになることが期待されます。

皆様の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

相続時精算課税を適用後に 少額の贈与をしたとき

相続時精算課税をいったん選択した場合の特定贈与者からの贈与については、暦年課税に係る贈与税の基礎控除の適用を受けることはできません。そのため、「相続時精算課税選択届出書」を提出した年分以降、特定贈与者からの贈与により取得した財産については、たとえ贈与税の基礎控除額の110万円以下であったとしても、贈与税の申告をする必要があります。なお、期限内に申告しなかった場合には、相続時精算課税の特別控除の適用を受けることはできません。

また、将来の特定贈与者の死亡に係る相続税の計算の際に、相続時精算課税の選択後に特定贈与者から贈与を受けた財産は、贈与税の申告の有無にかかわらず相続時精算課税適用者の相続税の課税価格に算入しなければなりません。

医療費控除 補聴器の購入費用

医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用は医療費控除の対象となります。

ただし、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限られます。この補聴器が医師による診療や治療などのために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づくものでなければなりません。

せん。

そのため、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書」等によって、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合に、当該補聴器の購入費用が、医療費控除の対象となります。